

平成25年度福祉施策審議会諮問予定項目

「地域災害医療対策会議の設置について」

〔概要〕

国では、東日本大震災であきらかとなった課題への対応策を検討するために設置した「災害医療等のあり方に関する検討会」の報告を踏まえ、平成24年3月、災害時の医療提供体制等に関する指針を都道府県等へ通知しました。また、県では、検討会の報告や国の通知を受け、本県の災害医療体制の整備案を策定し、9月13日に開催した「千葉県救急医療、災害医療連絡協議会」に諮り、その了承を得ました。

そこで、県から市に対し次の3点について要請がありました。

- 1 地域の関係機関が災害医療について、平常時から協議する場として「地域災害医療対策会議」の設置を行うこと。(内容は、地域災害医療コーディネーターの選任、市救護本部の活動マニュアルの策定、訓練の計画実施等です。)
- 2 来援した医師、看護師などの救護チーム等の活動拠点の整備を行うこと。(市の救護本部の強化)。
- 3 来援した救護チーム等の活動調整を行なう等、市の救護活動の調整役『地域災害医療コーディネーター』の配置をすること。

なお、千葉県からの要請は、現在の流山市地域防災計画の災害医療対策について、補完するものとなり、整備した災害医療体制については次期の流山市地域防災計画と併せることを予定しています。

今後のスケジュールについては、まず、地域災害医療対策会議についての設置や、メンバーの選考等を位置づける根拠となるもののその取扱い(条例、規則、要綱等)について、現在協議中となっておりますことをご報告申し上げます。